

福岡市 補助金ガイドライン

平成 26 年 4 月 1 日改正

財政局財政部財政調整課

(目次)

はじめに ～ 本ガイドラインの位置づけ ～

1. 目的
2. 補助金の公募化について
3. 要綱の終期設定について
 - (1) 終期の設定について
 - (2) 終期を迎えた要綱の継続に関する検証
 - (3) 継続すると判断した要綱の、継続にあたっての手続き
4. 直接補助と間接補助
5. その他
 - (1) 補助要件，補助額・補助率，補助対象経費，補助対象事業の明確化
 - (2) 補助金等の費目の適切な選択について
 - (3) 明細及び領収書の提出・確認について
 - (4) 交付先の決算状況等の確認について
6. 補助金交付規則の改正について

参考

 ガイドラインの策定，改正に関する通知

はじめに ～ 本ガイドラインの位置づけ ～

福岡市の平成 25 年度当初予算の補助金は、376 件、総額約 253 億円にものぼります。

本市が実施している各種補助制度の法令上の根拠は、地方自治法第 232 条の 2 の「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」という規定にあります。（個別法に根拠をもつ補助制度もあります。）

補助金は、政策目的を効率的に実現するための有効な手段の一つとして様々な行政分野で活用されてきました。

他方で、補助金はその性質上、その成果や効果が曖昧であること、長年にわたり特定の相手方に交付され続けることによって既得権化しやすいことなどの問題点が指摘されています。

補助金とは、直接的な反対給付を伴わない一方的な支出であるにもかかわらず、その財源の多くは市民の税金が使われていることから、その必要性について市民への説明責任が果たされ、その理解が十分に得られるものでなければなりません。

このため、本市では法令に定めのあるもののほか、補助金交付事務に共通する基本的な事項を「福岡市補助金交付規則」として定め、補助金等に係る予算執行の適正化を図っています。

しかし、上記規則は補助金交付手続きに関する市全体の包括的な基本的事項を定めたものであり、規則に定めのない事項等について、平成 23 年 9 月の包括外部監査において、補助終期の設定や、公募化の拡大、間接補助の見直しなど、様々な指摘・意見を受けています。

これら包括外部監査の指摘・意見を真摯に受け止め、補助金制度の明確化、公平性・透明性の確保、市民への説明責任を果たすことによる納得感の向上を目的として、本ガイドラインを策定いたしました。

各局・区・室においても、本ガイドライン策定の趣旨を踏まえ、より適切な補助金交付事務に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、平成 23 年 9 月の包括外部監査「福岡市における補助金の執行状況について」の総論部分において、指摘・意見を受けた事項のうち、現在の補助金交付規則に定めのない事項について、新たに取り扱いを定めるものです。

具体的には、以下のとおりです。

【補助金交付規則に定めのない事項】（新たな取り扱いをガイドラインとして定めるもの）

（補助金の公募について）

包括外部監査（指摘 1）

☆ 公募制の補助金については、補助交付要綱上も公募制であることを明記すべきである。また、補助の趣旨・目的から公募制であるべき補助金の交付要綱が、特定団体に対する交付要綱として規定されている要綱は、直ちに改正・改善の必要がある。

（補助金の終期について）

包括外部監査（意見 3）（意見 7）

☆ 補助金交付規則を改正のうえ、交付要綱には終期設定を規定することを義務付け、終期設定の原則化を図ることが必要である。
☆ 事業自立化の促進、補助効果の見直し等による定期的な検証を実施すべきである。

（間接補助について）

包括外部監査（意見 8）

☆ 実績報告審査の信頼確保のためには、直接補助を原則とすべきであり、事務量等の関係で間接補助を適当とする場合も、交付先に対して分配基準や審査基準を明確にした委託をすべきである。

【その他の意見】（規則等の遵守を通知するもの）

（意見 6）補助対象事業を概括的ではなく具体的に特定し、要綱等に明記すべき。

（意見 5）補助金のうち「委託金」「負担金」とすべきものがある。

（意見 9）補助事業交付先に対し、補助対象と対象外を区別して記載するよう指導すべき。

（意見 11）割高な金額の支出費目は、その明細及び領収書の提出・確認が必要。

（意見 12）交付先の決算状況及び繰越金の有無・金額の調査・確認を励行すべき。

2. 公募化について

補助金の公募化については、平成 23 年 9 月の包括外部監査において、

「公募制の補助金については、補助交付要綱上も公募制であることを明記すべきである。また、補助の趣旨・目的から公募制であるべき補助金の交付要綱が、特定団体に対する交付要綱として規定されている要綱は、直ちに改正・改善の必要がある。」

との指摘を受けています。

補助金は、法令に基づくものや、国（県）の施策に基づき、国（県）から補助を受けて実施するものを除き、地方自治体はその公益性を認め、独自の判断によって支出するものです。

この判断の過程において、同様の事業を行う団体が複数あり、ある団体には補助を交付するが別の団体には交付しないというような、恣意的な判断がされてはなりません。補助対象団体の選定に際して公平性が担保されていることは、行政の透明性を確保するための、重要な要素となります。

この「補助の公平性」を担保するためには、その趣旨・目的等から公募制であるべき補助が、公募化されていることが必要です。このため、各局が所管する補助金について、公募制の導入が適当であるにもかかわらず非公募となっているものがないか検証を行い、所管する補助金の積極的な公募化を行うこととします。

また、検証の結果、公募制に馴染まないとの判断により非公募とする場合は、その理由を「補助金調書」等において公表することにより、市民に説明することとします。

※ 公募による補助金については、平成 24 年 10 月 26 日付財調第 112 号にての交付要綱・要領の市 HP への掲載を通知しているところです。

このことについては、平成 23 年 9 月の包括外部監査において「補助金についての市民に広報されている情報量は極めて少ない。補助金の全貌を市民に広報するためには、少なくとも、外郭団体や建設費に対する補助金に関する情報もホームページに掲載すべきである。」「補助金執行の実情を知るためには交付要綱を読むことが必要であるから、交付要綱もホームページに掲載すべきである。とくに公募制の補助金については、市民に等しく補助金申請の機会を与えるために要件や応募期間等が分かる交付要綱・要領と同等の情報を広報すべきである。」との意見を受けています。

【公募に馴染まない補助金の例】

- ・ 法令等により補助対象が特定されているもの。
- ・ 当該補助事業を行っている又は補助目的を達成し得る団体が限定されているもの。
- ・ 他の補助制度等を受けていることが前提となっている上乗せの補助金

など

(まとめ)

- ◆ 公募制であるべき補助金が非公募となっていないか検証を行う。
(積極的な公募化)
- ◆ 公募によることとした補助金は、要綱を改正して公募である旨を明記し、
交付要綱・要領を市 HP で公表する。
- ◆ 検証の結果、公募制に馴染まないとの判断により非公募とする場合は、
その理由を「補助金調書」等において公表する。

3. 終期について

(1) 終期の設定について

終期の設定については、平成 23 年 9 月の包括外部監査において、

「補助金交付規則を改正のうえ、交付要綱には終期設定を規定することを義務付け、終期設定の原則化を図ることが必要である。」

「事業自立化の促進、補助効果の見直し等による定期的な検証を実施すべきである。」

との意見を受けています。

福岡市補助金交付規則第 3 条が定めるように、補助金の執行は「補助金が市税その他の貴重な財源でまかなわれているものであることに特に留意し、補助金の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならない」ものです。

そのため、補助金の交付のためには、交付開始時だけでなく、その後も継続的にチェックしていく必要があります。

しかし、現状として、本市補助金の中には、制度開始から長期にわたり継続しているものもあります。効果の検証等を伴わない補助金の継続的な支出は、交付の固定化、既得権化にも繋がりがねません。

このため、全ての補助金（補助制度が条例化されているものを除く）の交付要綱について、事業の自立を促すため、補助効果の検証を行い、見直しを行う契機を設けることを目的に、各補助金の支出の根拠となっている補助金交付要綱・要領に「終期」を設定するものとします。（要綱の附則に終期を設けます。）

政策推進プラン及び行財政改革プランの計画期間との連動性を考慮し、終期は平成 25 年度から 28 年度までの 4 年間の間に設定するものとします。（このため、現行の補助金及び新設される補助金の交付要綱には、原則として最長で平成 28 年度末までの終期が設定されることとなります。単年度で終了する補助金や、非常に短期的に効果を問われる補助金の要綱については、より短期の終期を設定してください。

なお、補助金の効果等の定期的な検証は、現行の補助金を、より効果の高い仕組みに改正することや、真に補助が必要な事業が補助・助成を受ける機会を失うことを防ぐことにも繋がります。行政サービスの向上にも資するものとなります。

(2) 終期を迎えた要綱の継続に関する検証

終期を迎えた補助金交付要綱・要領について、終期の到来が当該補助制度の自動的な終了を意味するものではなく、下記の視点から継続の必要性を検証します。

検証の結果、継続の必要性が認められるものについては、(3)に示す必要な手続きを経ることで、継続できるものとします。

なお、継続の必要性の検証及び継続の可否の判断については、当該補助金の所管局において行います。

【 継続に関する検証の視点 】

- ① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
- ② 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
- ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。
- ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
- ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

※ 各所管局による継続の可否の判断は、翌年以降の予算編成における予算措置を保証するものではありません。

(3) 継続する判断をした要綱の、継続にあたっての手続き

各所管局における検証の結果、継続が必要と判断した補助金交付要綱については、延長理由の明確化、市民への説明責任を果たすことを目的として、例年、財政調整課が集約して市HP上で公表(5月頃)している「補助金調書」において、補助制度を延長する理由を公表することとします。

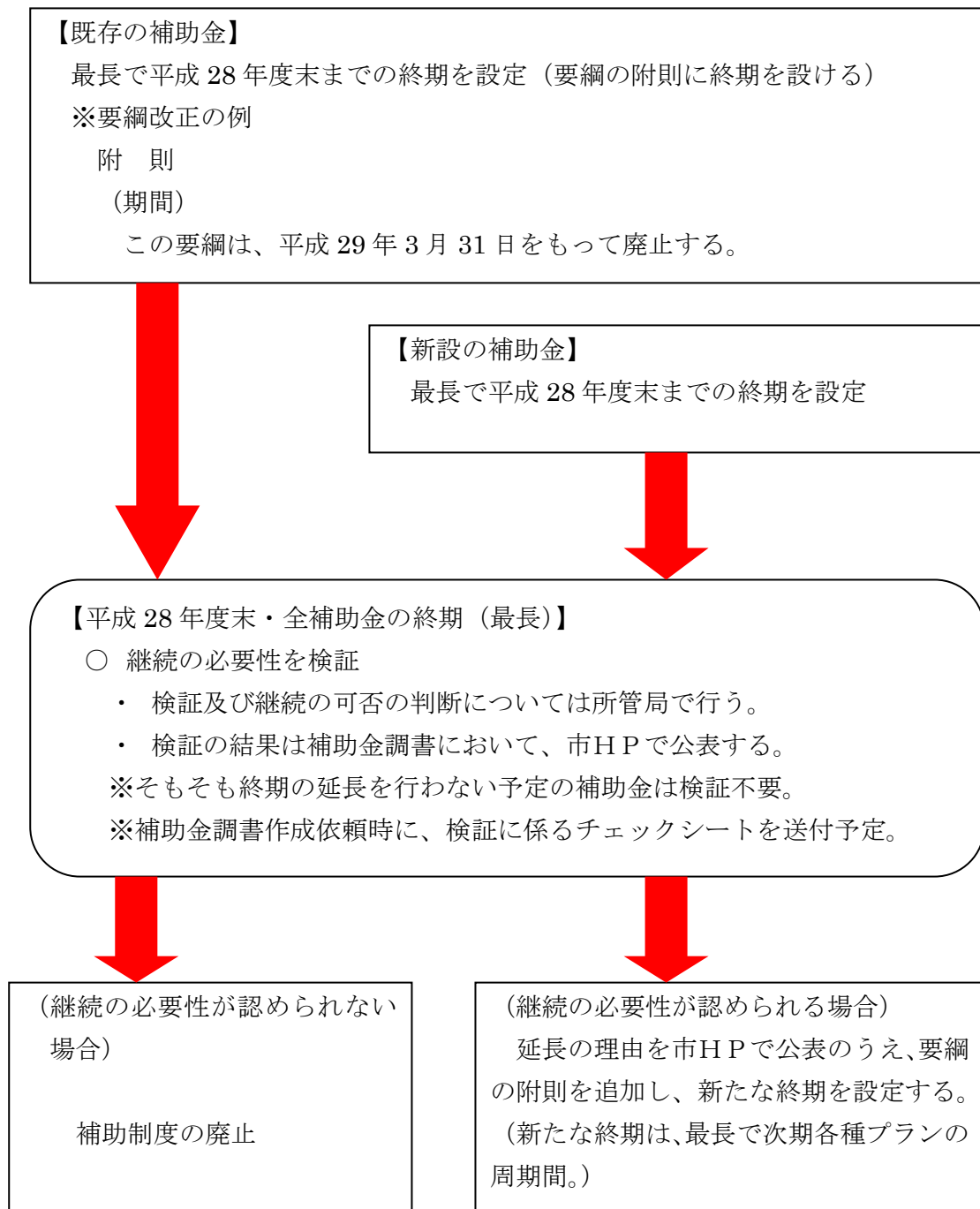
また、補助制度継続について公表することは、補助金の交付を受ける団体等にとっても、公金による支援を受けていることの自覚や緊張感が生まれ、より高い効果が得られることも期待できます。

なお、要綱・要領を継続する場合においては、最長でも、次期各種プランのサイクル(4年後を想定)にあわせることとしますが、そのことは再度継続の判断を行うことを妨げるものではありません。

(まとめ)

- ◆ 全ての補助金（補助制度が条例化されているものを除く）の交付要綱・要領において、終期を設定する。
新設される補助金も含め、終期は原則として最長で平成 28 年度末までとする。
- ◆ 終期を迎えた要綱は、継続の必要性を検証し、検証の結果、必要性が認められるものについては、その理由を明確にし、「補助金調書」において市 HP 上で公表することで、終期を延長することができる。

(フロー図)



4. 直接補助と間接補助

補助金の直接・間接の区別については、平成 23 年 9 月の包括外部監査において、

「実績報告審査の信頼確保のためには、直接補助を原則とすべきであり、事務量等の関係で間接補助を適当とする場合も、交付先に対して分配基準や審査基準を明確にした委託をすべきである。」

との意見を受けています。

このため、補助については、原則として市が直接事業実施主体に交付する「直接補助」を基本とし、事務量等の関係からやむを得ない場合についてのみ、「間接補助」を行えるものとします。

ただし、間接補助は、市が補助対象とした団体等からさらに各構成団体等に再交付されるという性格上、直接補助と比べ補助基準や用途の不透明化にも繋がりやすいものですから、現在、間接補助を行っているものについては、直接補助への切り替えを検討のうえ、事務量等の関係でやむを得ない場合についてのみ、以下の条件のもと、間接補助を行うことができることとします。

【 間接補助実施の条件 】

- ① 要綱において、再交付先への配分基準や審査基準を明記するとともに、一義的な補助対象団体が、当該基準を遵守し再交付すること。
- ② 各要綱において定める配分基準や審査基準は、市の基準（補助金交付規則、本ガイドライン等）に準じたものであること。
- ③ 間接補助とする理由を「補助金調書」等において公表することで、対外的な説明責任を果たすこと
- ④ 実績報告にあたっては、再交付実績に加え、再交付先における事業実績も併せて報告すること。

なお、団体が行っている事業が、市自身の事業である場合は、補助金としての支出ではなく、委託事業として実施することについても検討してください。

同様に、法令・協定・覚書等に基づく応分負担として支出されるものについては、負担金として支出してください。

(まとめ)

- ◆ 本市の補助金は、直接補助を基本とし、事務量等の関係から、やむを得ない場合についてのみ、一定の条件のもと、間接補助を行える。

【参 考】

例年、5月頃に全ての補助金で作成し、市HP上に掲載している「補助金調書」は、P8の「現行」から、P9の「ガイドライン策定後」に様式が変更されます。

現行

補助金調書

補助金名				担当課 (連絡先)	局 部 課 (TEL)
交 付 先	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 団体	【団体名・種別等】		区分	その他の補助金 外郭団体等への補助金 建設費に対する補助金
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
補助開始年度	年度	経過年数	年度		
補助金の目的 及び 補助対象事業					
交付対象経費及び 補助金の算定方法 等	<input type="checkbox"/> 定額 <input type="checkbox"/> 定率 <input type="checkbox"/> その他				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	件	件	件	
	千円	千円	千円	千円	
前年度補助事業 の主な実施概要					
補助金交付 による効果					

ガイドライン策定後

補助金調書

補助金名				担当課 (連絡先)	局 部 課 (TEL)
交 付 先	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 団体	【団体名・種別等】		区分	その他の補助金 外郭団体等への補助金 建設費に対する補助金
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	年度	経過年数	年度		
補助金の目的 及び 補助対象事業					
補助金の終期	年度	延長回数			
終期を延長する 理由					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> 定額 <input type="checkbox"/> 定率 <input type="checkbox"/> その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件 千円	件 千円	件 千円	件 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要					
補助金交付 による効果					

5. その他

(1) 補助要件，補助額・補助率，補助対象経費，補助対象事業の

明確化（意見 6、9）

補助対象経費等の明確化について、平成 23 年 9 月の包括外部監査において

「補助要件，補助対象範囲，補助額・補助率等を明確にし，交付要綱を定める必要がある。」

「交付先に対して，実績報告書においては，対象経費と対象外経費を区別して記載するように指導すべきである。」

との意見を受けています。

行政のあらゆる支出行為は，市税をはじめとする貴重な財源によって実施されるものであるため，補助についても当然に，補助要件や補助率・補助額が明確であることに加え，対象団体が実施する事業のうち，どの部分が公費による補助対象であるのかが明確であり，対象経費・対象事業の考え方が客観的に市民に説明できるものである必要があります。

また，いわゆる定額補助についても，定額ありきとなっているものについては，補助基準の明確化の観点から問題があります。

このことから，全ての補助について，補助要件，補助額・補助率，対象経費及び対象事業を，概括的でなく具体的に特定し，要綱等に明記してください。

※ 新設の補助金のみならず，既存の補助金についても補助要件，補助額・補助率，対象経費・対象事業が曖昧になっていないかという視点からチェックをしてください。この際、交際費，慶弔費，懇親会費，食糧費等を補助対象とする場合には，十分な検討が必要です。

補助の対象は，交付先が実施する特定事業であって，交付先の運営全般を補助対象とするものではありませんので，補助対象事業の特定、支出の目的・趣旨、対象経費は厳密・明確に規定してください。

また，補助の交付決定・確定支出に当たり，その積算が補助対象経費・補助対象事業にかかる分のみで算定されているか，要綱に照らし確認する（できる）必要があります。

このため，補助対象団体に対しては，申請時の収支・事業計画書や請求時の実績報告書の作成においては，補助対象事業と対象外事業を明確に区別して記載するよう，指導を徹底する必要があります。

(2) 適切な歳出科目での支出について (意見 5)

適切な歳出科目での支出につき、平成 23 年 9 月の包括外部監査において

「長期継続補助金中、「委託費」あるいは「負担金」とすることができるものは、「委託費」「負担金」への見直しを検討すべきである。」

との意見を受けています。

補助金に限らず、支出行為にあたっては、適切な歳出科目により支出することが求められます。

歳出科目について疑義が生じた場合は、予算科目の解釈に関する通知等を参照するなどし、適切な歳出科目により支出してください。

(3) 明細及び領収書の提出・確認について (意見 11)

補助金に係る領収書等の提出につき、平成 23 年 9 月の包括外部監査において

「工事費等の特定事業に対する補助や通常よりも割高な金額の支出については、その明細及び領収書の提出・確認が必要である。」

との意見を受けています。

実績報告の審査にあたり、報告書記載の支出費目・金額の審査のみでなく、各支出費目に対応する領収書等の確認も徹底してください。

(4) 交付先の決算状況等の確認について (意見 12)

交付先の決算状況等の確認につき、平成 23 年 9 月の包括外部監査において

「交付先団体及びその構成団体の事業全体の決算状況及び繰越金の有無・金額は、補助の必要性及び補助金額の決定の重要な参考資料であることから、この調査・確認を励行すべきである。」

との意見を受けています。

補助金は公金であるため、その支出にあたっては、対象事業における「公益性」の検討に加え、「補助の必要性」の有無・程度についても検討が必要となります。

この「補助の必要性」を判断するにあたり、交付先団体の繰越金の状況は重要な要素となります。

また、補助金が流用されずに適正に対象事業に充当されているかどうかのチェックだけでなく、補助の継続及び効果の検討や補助金額の増減変更を検討するためにも、全体の決算状況を調査・確認する必要があります。

6. 補助金交付規則の改正について

本ガイドラインの実効性を担保するため、補助金交付規則を以下のとおり改正しました。

施行年月日は、平成 26 年 4 月 1 日ですので、これ以降定める補助金交付要綱については、[ガイドラインに沿ったものとしてください。\(終期の設定, 公募の旨の記載, 間接補助の規定, 補助対象経費の具体化など\)](#)

旧	新
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則における用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 補助金 本市が交付する補助金及び元利補給金（公共団体に対し交付するもの、地方公営企業法（昭和27 年法律第292 号）の適用を受ける会計から交付するもの及び市長が特に認めるものを除く。）をいう。</p> <p>(2) 補助事業 補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。</p> <p>(3) 補助事業者 補助事業を行なう者をいう。</p> <p>(通則)</p> <p>第 3 条 補助金に係る予算の執行は、補助金が市税その他の貴重な財源でまかなわれているものであることに特に留意し、補助金の交付の目的に従って公正かつ効</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則における用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 補助金 本市が交付する補助金及び元利補給金（公共団体に対し交付するもの、地方公営企業法（昭和27 年法律第292 号）の適用を受ける会計から交付するもの及び市長が特に認めるものを除く。）をいう。</p> <p>(2) 補助事業 補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。</p> <p>(3) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。</p> <p>(4) <u>間接補助金 次に掲げるものをいう。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ア <u>市以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金の交付の目的に従って交付するもの</u></p> <p style="padding-left: 20px;">イ <u>元利補給金又は元利の軽減を目的とするアの給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、元利を軽減して融通する資金</u></p> <p>(5) <u>間接補助事業 間接補助金の交付又は融通の対象となる事務又は事業をいう。</u></p> <p>(通則)</p> <p>第 3 条 補助金に係る予算の執行は、補助金が市税その他の貴重な財源で<u>賄われている</u>ものであることに特に留意し、補助金の交付の目的に従って公正かつ<u>効率的に行わなければならない</u>。</p>

<p>率的に行なわなければならない。</p> <p>(補助金交付の申請)</p> <p>第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、市長に対しその定める期日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名又は名称、住所及びその営む主な事業</p> <p>(2) 補助事業の目的及び内容</p> <p>(3) 補助事業の遂行に関する収支計画及び事業計画</p> <p>(4) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 前項の申請は、様式第 1 号によるものとする。</p> <p>(補助金の交付の条件)</p> <p>第 6 条 市長は、補助金の交付の決定をする場合には、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。</p> <p>(1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けべきこと。</p>	<p>2 市長は、補助金ごとに終期を設けて、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 補助金の交付の目的</p> <p>(2) 補助事業</p> <p>(3) 補助金の交付の対象となる経費</p> <p>(4) 公募を行う補助金にあつては、補助事業者の公募に関する事項</p> <p>(5) 間接補助金にあつては、間接補助金の交付又は融通に関する事項</p> <p>(6) その他市長が必要と認める事項</p> <p>(補助金交付の申請)</p> <p>第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、市長に対しその定める期日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名又は名称、住所及びその営む主な事業</p> <p>(2) 補助事業の目的及び内容</p> <p>(3) 補助事業の遂行に関する収支計画及び事業計画</p> <p>(4) 間接補助金を交付し、又は融通する者にあつては、間接補助金を交付し、又は融通する基準(第6条において「交付基準」という。)及び間接補助事業の実績を審査する基準(同条において「審査基準」という。)</p> <p>(5) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 前項の申請は、様式第1号によるものとする。</p> <p>(補助金の交付の条件)</p> <p>第 6 条 市長は、補助金の交付の決定をする場合には、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。</p> <p>(1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けべきこと。</p> <p>(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けべきこと。</p>
--	---

<p>(2) 補助事業を中止し，又は廃止する場合においては，市長の承認を受けるべきこと。</p> <p>(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては，すみやかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては，すみやかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。</p> <p><u>(4) 間接補助金を交付し、又は融通する者にあつては、交付基準に基づく間接補助金の交付又は融通及び審査基準に基づく間接補助事業の実績の審査を行うこと。</u></p> <p>2・3 略</p>
---	--

財調第88号
平成25年10月1日

各局・区・室長 様

財政局長
(財政部財政調整課)

福岡市補助金ガイドラインの策定及び送付について(通知)

平素より、補助金交付事務の適切な執行にご協力いただきありがとうございます。

平成25年9月4日付け財調第78号『補助金ガイドライン策定に関する意見照会について(照会)』にて、ガイドライン案に関するご意見等をいただいたところですが、このたび、いただきましたご意見を踏まえ、「福岡市補助金ガイドライン」を策定しましたので送付いたします。

各補助金事務担当者におかれましては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、所管の補助金制度の明確化、公平性・透明性の確保、市民への説明責任を果たすことによる納得感の向上を目的として、より適切な補助金交付事務に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 送付書類

- (1) 福岡市補助金ガイドライン
- (2) 福岡市補助金ガイドラインに関する意見への回答

(問い合わせ先)
財政局財政部財政調整課
担当 白石・中村
(内1516)

財調第18号
平成26年5月30日

各局・区・室長 様

財政局長
(財政部財政調整課)

福岡市補助金ガイドラインの改正について(通知)

平素より、補助金交付事務の適切な執行にご協力いただきありがとうございます。

平成25年10月1日付け財調第88号『福岡市補助金ガイドラインの策定及び送付について(通知)』にて、福岡市補助金ガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)の策定について通知したところですが、福岡市補助金交付規則の改正(平成26年4月1日施行)を踏まえ、ガイドラインの改正を行いましたので、通知いたします。

なお、単年度の補助金など、一部の補助金については、必ずしも要綱の策定を要するものではありませんが、要綱を策定しない場合は、支出に関する方針決裁等において、補助金交付規則第3条第2項に定める事項や、ガイドラインにおいて定めることとしている事項を定めるなど、補助金の適正な執行を進めていただきますよう、お願いいたします。

記

1 主な改正内容

- (1) 「6. 補助金交付規則の改正について」(12~14頁)について、福岡市補助金交付規則の改正を踏まえた文言に修正するもの。

(問い合わせ先)
財政局財政部財政調整課
担当 田原・馬場
(内1512)

